

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（報酬）</p> <p>第2条 <u>教育委員会の委員、選挙管理委員会</u>の委員長及びその他の委員並びに非常勤の監査委員（第4条第2項及び第3項において「委員長及び委員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>（就職した日又は離職した日の属する月の報酬の額の算定方法）</p> <p>第5条 <u>教育委員会の委員、選挙管理委員会</u>の委員長若しくはその他の委員（選挙管理委員会補充員を除く。）又は非常勤の監査委員（以下この項及び次項において「委員長又は委員」という。）の職に就いた日及び委員長又は委員の職を離れた日の属する月の当該者に支給すべき報酬の額は、その月において当該者が在職した職の在職日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、委員長又は委員の職に就いた日が月の初日である場合、委員長又は委員の職を離れた日が月の末日である場合及び死亡により委員長又は委員の職を離れた場合は、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項本文の規定により報酬の額を計算する場合において、<u>選挙管理委員会</u>の委員長がその職に就いた日又はその職を離れた日は、委員長の職のみに在職したものととしてこれを計算する。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 <u>行政委員会</u>の委員長及びその他の委員並びに非常勤の監査委員（第4条第2項及び第3項において「委員長及び委員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 <u>教育委員会の委員長若しくはその他の委員、選挙管理委員会</u>の委員長若しくはその他の委員（選挙管理委員会補充員を除く。）又は非常勤の監査委員（以下この項及び次項において「委員長又は委員」という。）の職に就いた日及び委員長又は委員の職を離れた日の属する月の当該者に支給すべき報酬の額は、その月において当該者が在職した職の在職日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、委員長又は委員の職に就いた日が月の初日である場合、委員長又は委員の職を離れた日が月の末日である場合及び死亡により委員長又は委員の職を離れた場合は、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項本文の規定により報酬の額を計算する場合において、<u>教育委員会の委員長又は選挙管理委員会</u>の委員長がその職に就いた日又はその職を離れた日は、<u>その委員会</u>においては、委員長の職のみに在職したものととしてこれを計算する。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（<u>教育長の職を兼ねる者に関する特例</u>）</p> <p>第7条 <u>教育委員会委員で、教育長の職を兼ねる者</u>にあっては、この条例の規定は適用しない。</p>

別表

区 分	報酬の額
〔削除〕	
教育委員会委員	月額 231,000 円
選挙管理委員会委員長	〔略〕
同 委員	〔略〕
同 補充員	〔略〕
監査委員（議員選出委員）	〔略〕
同 （識見者選出委員）	〔略〕

備考 〔略〕

別表

区 分	報酬の額
教育委員会委員長	月額 291,000 円
同 委員	月額 231,000 円
選挙管理委員会委員長	〔略〕
同 委員	〔略〕
同 補充員	〔略〕
監査委員（議員選出委員）	〔略〕
同 （識見者選出委員）	〔略〕

備考 〔略〕

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。